

独立行政法人国際協力機構 中期計画

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 30 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の令和 4 年度から始まる期間における中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のとおり定める。

1. はじめに

(1) 機構の役割

機構は、我が国開発協力の実施機関として、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

この目的及び開発協力大綱等の国の政策体系上の位置付け並びに中期目標に沿って、開発途上地域の開発課題及び地球規模課題の解決に取り組む。このような取組を通じて、機構は、我が国の平和と安全及び繁栄、安定性、透明性及び予見可能性が高い国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の実現といった、我が国の国益に貢献する。

国際社会における我が国への信頼感の向上、開発途上地域と我が国との関係強化及び国際社会の秩序や規範形成に向けた我が国の積極的な参画に貢献する。

我が国全体と開発途上地域との関係強化を支援し、これを通じて我が国の経済、社会の活性化に貢献する。

(2) 機構が取り組む重点領域

機構は、質の高い成長と人間の安全保障の理念を踏まえ、人々の命、生活、尊厳を守り、格差が緩和された、誰も取り残さない発展を目指し、持続可能性、包摂性、強じん性を伴う経済社会づくりを推進する。

重点領域としては、開発協力大綱の重点課題である「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築」に取り組む。

これらの取組は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)と問題認識や方向性を共有するものであり、機構の取組を通じて、我が国としての SDGs への貢献を積極的に推進する。

加えて、以下に関する取組をより一層強化する。

① 「自由で開かれたインド太平洋」の実現、国際社会でのリーダーシップの発揮

各国の歴史や文化、発展段階等を考慮し、柔軟に定義された普遍的価値(自由、

民主主義、基本的な人権の尊重、法の支配等)の下、我が国及び国際社会の平和と繁栄の実現に向け、各地域の地政学的な特性も踏まえつつ、開発課題への取組を通じて「自由で開かれたインド太平洋」の推進等、日本政府の政策・戦略の実現に貢献する。また、我が国及び機構の強みをいかして SDGs 等の国際公約の実現に貢献するとともに、開発協力分野における国際的な課題設定や枠組みづくりを主導する。

② 国の発展を担う親日派・知日派リーダーの育成

我が国への留学機会を含む高度な人材育成プログラムを提供し、併せて JICA 開発大学院連携や JICA 日本研究講座支援事業(JICA チェア)等を通じて我が国の近代化や開発協力の経験を共有することで、開発途上地域の将来の親日派・知日派リーダーを育成する。

③ 気候変動・環境への取組の強化

我が国を含む世界各地で気候変動の影響と考えられる事象が様々発生し、人間の安全保障や持続可能な社会経済の実現にとって大きな脅威になっている。機構は、気候変動に関する国際的な枠組みや我が国政府の関連政策等への貢献を念頭におき、開発途上国の立場に寄り添いながら脱炭素社会への円滑な移行と強じんな社会の構築を目指す。また、持続的発展との調和を図りながら、人類全ての生命を取り巻く地球環境の保全に向けて最善を尽くすため、海洋プラスチックごみ対策や生物多様性の保全を含む環境問題への取組を積極的に進める。

④ 我が国社会経済の活性化及び内なる国際化への貢献

民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への取組を一層強化するとともに、機構が開発途上地域での事業を通じて得た知見や国内拠点と海外拠点が持つ結節点機能、ネットワーク、国際協力人材等のリソースを活用した事業を推進し、我が国の外国人材受入・多文化共生社会の構築に向けた取組を推進し、我が国の社会課題の解決や地域社会の国際化にも貢献する。

(3) 機構が重視するアプローチ

① 信頼関係の構築に向けた、オーナーシップとパートナーシップを重視した協力の推進

機構が長年にわたり実践してきた開発途上地域のオーナーシップと我が国との対等なパートナーシップを基礎とする協力は、開発協力の効果を高め、開発途上地域と我が国との信頼関係の強化に寄与してきたことを再確認し、これを引き続き重視する。

②「JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」¹ の促進による開発パートナーとの広範な連携や共創を通じた開発効果の増大

SDGs への関心の高まり等を背景に、スタートアップ企業を含む様々な企業、研究機関、市民団体等において開発の担い手が広がっている中で、課題ごとに中長期的な目標、成果及び優先順位を明確にすることにより事業の戦略性を強化することで、幅広い開発パートナーとの連携や共創を通じ、開発効果の一層の増大を目指す。

③ ジェンダー平等の推進・多様性の尊重

事業においては、ジェンダー主流化等、一人ひとりが、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できるような、平等で多様性を認め合う社会の実現を目指す。また、組織運営においてもジェンダーを含む様々な多様性を尊重し、多様な働き方と成長環境の充実を図る。

④ DX の推進

包摂的で多様性を享受する社会の実現、自由で安全なサイバー空間の構築、並びにポストコロナでの機構の業務実施体制の確保及び業務の効率化を図るべく、事業・組織双方でのデジタル化を含む革新的技術の活用やそれらの実装に向けた環境整備等を進める。事業においては、デジタル技術・データの活用を通じた新たな価値の創出等を通じて、事業効果の増大を図る。組織運営においては、業務プロセスの改善や迅速化、専門性を持った人材の確保・育成や経営資源の最適配分等により、業務の質の向上等を積極的に推進する。

2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1)日本の開発協力の重点課題²

①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)

¹ 世界が直面しているグローバルな開発課題に対して、内外の事業環境の構造的な変化を踏まえ、保健医療、ガバナンス、気候変動等、第 5 期中期目標の「日本の開発協力の重点課題」(のうち(1)～(4))で設定された開発課題ごとに、現状分析、我が国・機構が取り組む意義や目標、解決に向けた取組の方向性等を記載したもの。

² 「事業等のまとまり(セグメント単位)」として扱う項目に下線を付している。なお、「日本の開発協力の重点課題」については、中期目標に基づき、細分化した単位で計画を定める。具体的には、2.(1)「①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)」から「⑤地域の重点取組」の 5 つを単位とする。

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域開発に貢献するため、都市・地域開発のマネジメント主体である行政機関の能力強化及び地理空間情報の整備・活用等を支援する。協力に当たっては、開発政策・計画の策定、法制度等政策ツールの整備、効果的な開発手法の導入、事業実施体制の構築、及びこれらを担う組織・人材の育成等を支援するとともに、官・民による開発・活動の調和や連携を促進する。

イ 運輸交通

人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく、連結性を高めるよう運輸交通網の計画・整備・維持運営を支援する。また、低炭素社会の実現に貢献する公共交通を含む質の高いインフラ整備とその利用促進に取り組む。協力に当たっては、世界各国の首都並びに人口 300 万人以上の都市圏が円滑に結ばれる社会を目指す「グローバルネットワークの構築」、海上保安能力強化、道路アセットマネジメント、道路交通安全、都市公共交通の推進やインフラの適切な運営の確保を重視する。なお、新型コロナウイルスを含む感染症等への対応を念頭に、国境通関や港湾手続き、空港出入国手続きの DX 化、公共交通における非接触システム導入や適切な換気等の感染対策の促進等により利用者、関係者の接触機会回避、感染症の予防に向けた施策の導入を図る。

ウ 資源・エネルギー

全ての人々が十分かつ安定的な電力を持続的に手頃な価格で利用できる社会の構築に貢献するため、電力供給を可能とする電気事業体制の構築とともに、エネルギー利用の低・脱炭素化を支援する。また、鉱物資源賦存国による自国資源の持続的な管理・利用を促進するため、鉱物資源管理を担う人材の育成を支援する。協力に当たっては、送配電ネットワーク強化、水素・アンモニア等を含む新・再生可能エネルギー導入促進、省エネルギーの促進とともに、資源の絆プログラムによる人材育成・人的ネットワーク強化に取り組む。

エ 民間セクター開発

開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、開発途上国の包摂的で、持続可能かつ強じん性を兼ね備えた「質の高い成長」に貢献するため、開発途上国の民間企業の育成・成長を促す。協力に当たっては、開発途上国の企業の競争力強化、産業の多角化、イノベーション促進、ポストコロナ時代の新しい産業構造・産業形態への適応、国内投資及び海外直接投資の促進に取り組む。

オ 農林水産業・農村開発

農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給に貢献するため、包摂的なフードバリューチェーンの構築、稲作振興、水産資源の管理・活用、畜産振興と家畜衛生の強化を支援する。協力にあたっては、社会的・経済的・環境的に持続的かつ包摂的な農業・農村開発を実現するために、小規模農家による市場志向型農業実践の推進、コメ生産量の増加、水産資源の適切な管理と沿岸コミュニティの経済活性化の両立、獣医サービス能力の向上、地域の実情に応じた適切な水管理の推進等に取り組む。

②開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 保健医療

新型コロナウイルスを含む感染症の脅威に備えるため、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を通じ、開発途上国における感染症の予防・警戒・治療強化及び保健医療体制整備の拡充に取り組み、将来の健康危機に際しても安定的に必要なサービスを提供できる強じんでは包括的な保健システム構築をより積極的に展開する。協力に当たっては、水・衛生、都市計画、教育、栄養など他の開発課題における感染症対策を含む保健医療の主流化にも留意する。また、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指した保健医療体制強化のため、母子保健、非感染症疾患、高齢化対策、感染症対策等の分野のサービス提供における支援に取り組む。同時に、UHC の達成に不可欠な医療保障制度の強化にも取り組む。

イ 栄養

栄養状態の改善に貢献するため、慢性的な低栄養とともに、過栄養に対する取組を支援する。協力に当たっては、「東京栄養宣言」を踏まえ、「JICA 栄養宣言」の具現化に向けて、母子栄養改善、アフリカでの栄養改善を目指す「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」の推進、発育不良や生活習慣病対策等の健康課題の改善とともに、保健、農業・食料、水・衛生、教育等分野横断的な活動を通じた栄養改善の主流化に取り組む。

ウ 教育

質の高い教育の拡充に向け、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子・障害者等の教育機会の拡大を支援する。また、開発途上地域の拠点大学の強化を支援し、国の発展をリードする高度人材の輩出を促進する。協力に当たっては、良質な学習教材の開発・普及、コミュニティとの協働を通じた教育改善（「みんなの学校」等）、女子教育に焦点を当てた教育機会の拡大及び教育施設の拡充、

日本の教育の特長をいかした子ども同士が対等な立場で協調性を育む活動(学級会、清掃等)、音楽、体育等の普及にも取り組む。高等教育分野では、本邦大学や他国の拠点大学との間のネットワークを構築しつつ、拠点大学の教育・研究能力の強化を行い、高度人材の輩出と研究を通じた知識共創に取り組む。

エ 社会保障・障害と開発

社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。協力に当たっては、国連障害者権利条約を踏まえ、バリアフリー化、障害者団体の強化、就労及び情報保障の改善等の障害に特化した取組とともに、教育、防災、観光、インフラ整備等の事業から障害者が取り残されないよう「障害の主流化」に取り組む。

オ スポーツと開発

幸福で精神的に豊かな生活を営める社会の実現に貢献するため、開発途上地域の人々のスポーツへのアクセス向上とスポーツを通じた一人ひとりのエンパワメントを支援する。また、障害者・女性等の社会的包摂と平和構築、人間の安全保障の推進を図ることに貢献するため、全ての人がスポーツを楽しめる環境の整備を通じた相互理解の促進と多様性を尊重する社会の実現を支援する。協力に当たっては、スポーツが持つ、人と人をつなぐ特性を活用し、平和構築等におけるスポーツを通じた相互理解、コミュニティの融和の促進に取り組む。

③ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 平和と安定

暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、紛争により影響を受けた国や紛争リスクを抱える国において、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供とこれに資する地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、コミュニティの共存と社会関係資本の強化のために、融和の促進と生計向上の支援を行うとともに、紛争の結果発生した難民・避難民や地雷・不発弾など様々な社会課題の解決に向けた取組を支援する。また、紛争予防及び社会の安定に向けた取組を支援する。協力に当たっては包摂性や透明性、公平性等に配慮するとともに、特に難民・避難民に関係する取組においては、受入社会との共生の視点を含め、人道支援と開発協力の連携に留意する。

イ 法の支配・ガバナンス

人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向けた取組を支援する。具体的には、民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を図る

ため、法令の整備・運用能力、治安機関や海上保安機関等の法執行能力及び国際公共財としての海洋、サイバー空間等に関わる能力強化、司法アクセスの改善、選挙管理の改善・向上、公共放送・メディアの機能強化及び行政の機能の強化と人材育成を支援する。協力に当たっては、相手国の文化的・社会的背景の尊重、日本の経験及び取組の成果の共有を図るとともに、住民との協働にも留意する。

ウ 公共財政・金融

公共財政・金融システムを強化するため、税務、税関等への協力を通じた歳入基盤の強化及び公共投資計画・管理等を通じた歳出管理、債務管理の強化、金融市場の整備等を支援する。また、税関への協力を通じて、貿易円滑化、連結性及び国境管理能力の向上も支援する。協力に当たっては、日本の戦後の経済成長及び公共財政管理の経験を活用する。

エ ジェンダー平等の推進

事業にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを促進するため、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、社会の意識・行動変容を支援する。また、研修・留学生事業を通じて、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自己実現を後押しする。協力に当たっては、女性の経済的エンパワメントの推進及びジェンダーに基づく暴力の撤廃を含む女性の平和と安全の保障に関する取組を強化しつつ、女性の教育と生涯にわたる健康の推進、ジェンダー平等なガバナンスの推進、女性の生活向上・経済活動への参画につながる電気、給水、公共交通等の基幹インフラの整備等に取り組み、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。その際、性的指向や性自認を含む多様性を尊重する。

オ デジタル化の促進(DX)

「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT: Data Free Flow with Trust)」等の理念の下、経済社会のデジタル化への対応・推進に貢献するため、人材育成や態勢整備を通して、デジタル化の促進による一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会、自由で安全なサイバー空間の構築を支援する。協力に当たっては、安定的かつ包括的なデジタルサービスの提供を担う人材や組織の強化・民間セクターの振興、基盤の整備、自由で安全なサイバー空間構築のためのサイバーセキュリティの強化等に取り組む。また、開発各分野の事業においてもデジタル技術・データの活用を通じた開発効果の増大を目指し、デジタル化の促進(DX)に取り組む。

④ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

ア 気候変動

開発途上国政府が、脱炭素社会の推進等、気候変動対策に係る国際枠組みであるパリ協定を国全体として着実に実施するとともに、直面する開発課題と気候変動対策を両立させて推進できる能力の向上を図るため、UNDP 及び緑の気候基金(GCF: Green Climate Fund)等、国内外の関連機関との連携を通じて支援する。特に、脱炭素社会の実現に向けた取組や持続可能で強じんな社会の実現に向けた支援を重視する。協力に当たっては、「国が決定する貢献(NDC: Nationally Determined Contribution)」などのパリ協定の実施促進や、開発課題の解決(開発便益)を図ると同時に、気候変動対策(気候便益)にも資するコベネフィット(共便益)も訴求する、コベネフィット・アプローチを積極的に推し進め、気候変動対策の質・量の両面での拡充を図る。その際、技術革新に向けた取組、民間の資金動員・技術の活用、地方自治体等他機関との連携を重視する。また、各事業の案件形成・立案の段階で「緩和策」「適応策」を検討することで気候変動の主流化を推進するとともに、各国の気候変動対策を促進する。

イ 自然環境保全

自然環境保全と人間活動との調和を図り、自然環境の減少と劣化を防ぐため、気候変動枠組条約や生物多様性条約における合意目標(ポスト2020生物多様性枠組等)の実現への貢献に向けて、熱帯林、乾燥・半乾燥林等の陸域における森林、湖沼・湿原及び海域(特に沿岸域)におけるマングローブ林、サンゴ礁等の生態系の保全とこれに資する区域の管理、自然資源の持続可能な利用の推進を支援し、気候変動対策、生物多様性保全に貢献する。協力に当たっては、政策・計画策定、モニタリング・評価のための科学的情報基盤の整備、外部資金の活用・連携による事業のスケールアップやプラットフォーム等を通じた産学官民の連携に取り組む。

ウ 環境管理

開発途上地域の環境管理を担当する行政組織及び運営事業体の能力強化を中心とした、廃棄物管理の改善及び循環型社会の推進、水質汚濁・大気汚染の未然防止と対処能力の向上等の推進を支援する。協力に当たっては、日本の強みである「きれいな街」の実現を目指し廃棄物管理、下水道整備、大気汚染対策等を総合的に支援する「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を通じて、我が国の地方自治体や大学、民間企業が有する技術・知見をいかせるような連携強化に努め、科学的根拠に基づく計画・政策立案とその実施、イノベーションの活用、開発パートナーとの連携によるスケールアップ、政策・法制度整備から実施体制に至るまで包括的な能力強化に留意する。

エ 水資源・水供給

水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を構築するため、統合水資源管理の実現及び水道事業体、灌漑排水水管理団体(水利組合)の育成等を支援する。協力に当たっては、地域の水問題の解決に責任を持つ水資源管理主体と合意形成を図るための協議体(マルチステークホルダー・パートナーシップ)を増やすこと、及び自立的に資金を調達して水道サービスの拡張と改善を進めることができる「成長する水道事業体」を増やすこと等に取り組む。

オ 防災・災害復興

「災害リスクのより少ない社会」の実現に貢献するため、構造物対策所管組織及び包括的な防災推進体制の確立を支援し、開発途上国における事前防災投資の拡充を支援する。また、開発途上国が防災への事前投資を進めていくためのモデルとなる事業の実現や、我が国の技術・制度や知見も活用した人材育成推進等を通じ、開発途上国で追求すべき防災の在り方や理念を普及・浸透させる。これにより災害リスク軽減のための事前防災投資を自己予算で自立発展的に拡充・維持し運用していける能力強化を支援する。さらに、大規模災害が発生した際、緊急援助からシームレスに支援し、「より良い復興」(Build Back Better)の考え方も踏まえ、国・社会全体の災害リスク削減を復興過程で行い、自然災害により強い国・社会の構築を支援する。協力に当たっては、衛星情報等を活用した将来予測等複合的なリスクの可視化等デジタル技術の活用や、分野横断的な取組の推進に留意する。

⑤ 地域の重点取組

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、我が国政府の政策・コミットメントや国別開発協力方針等を踏まえ、事業を形成・実施する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジアは高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題も存在する。かかる地域の特性を踏まえ、インド太平洋に関するASEAN アウトルック(AOIP)の重点分野への協力を念頭に、インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、域内及び各国内の格差是正、海上保安分野を含む海洋協力、経済・社会強じん化を支援するとともに、生産性向上や技術革新を促す人材育成、平和構築を含む平和で安全な社会実現に向けた支援、デジタル分野の支援(基盤整備、サイバーセキュリティの強化等)を実施する。また、保健医療、防災、気候変動等の地域の共通課題に取り組む。協力に当たっては、我が国政府の政策や日・ASEAN 首脳会議における我が国政府のコミットメントへの貢献や地域機関との連携に留意し、ASEAN 全体としての包括的かつ持続的な発展に

貢献する。

大洋州については、狭小性・隔絶性・遠隔性といった島しょ国特有の課題やぜい弱性の克服に貢献し、太平洋・島サミット(PALM: Pacific Islands Leaders Meeting)での我が国政府のコミットメント達成にも貢献するため、保健医療体制の脆弱性、経済回復、海洋汚染や海上安全保障、水産資源の持続可能な利用、自然災害へのぜい弱性や気候変動への対応、質の高いインフラ支援を通じた連結性の強化、貿易・投資、観光、ICT 活用の促進、民間投資促進、財政の強じん化等の取組を支援する。

イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

東・中央アジア及びコーカサスは大半が内陸に位置し、市場経済に移行した旧社会主義国が多く、長期的な安定と持続可能な発展が求められている。かかる地域の特性を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。協力に当たっては、域内外の連結性向上、市場経済化の促進、格差の是正に留意し、保健医療システムの強化にも取り組む。

ウ 南アジア地域

南アジア地域は、若年層が多い人口構成や莫大な消費を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。また、アジアと中東・アフリカをつなぐ地政学的な要衝であり、隣接地域を含む世界全体の安定と発展に大きな役割を担っている。一方で、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害や感染症等にもぜい弱であり、さらに、経済社会に混乱を抱える国もある。かかる地域の特性を踏まえ、強じんな社会の構築に向けた持続可能な発展の基盤の構築のために、インフラ整備、貿易・投資環境整備、平和と安定への取組、基礎生活分野の改善、デジタル分野、気候変動や防災等の地球規模課題への対応等を支援する。協力に当たっては、これまで培ってきた南アジア諸国との信頼関係をベースに、域内の内陸国のニーズや地域全体及び他地域とのハード・ソフト両面における連結性強化、安全の確保に留意する。また、各国での取組への理解・支持促進のため、国内外での積極的な情報発信強化等を重視する。

エ 中南米・カリブ地域

中南米・カリブでは、多くの国が一定の経済発展を達成しつつあり、民間連携や科学技術支援の潜在的な実現可能性を有する一方、貧困層や格差、自然災害等の課題を抱えている国も少なくない。また、同地域では米国及びマルチドナーも活発に支援を進めている。かかる地域の特性を踏まえ、安定的で強じんな社会・経済開発、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進する環境を整備するため、ガバナンス、教育、保健、バリューチェーン構築に資する公的・民間セクター強化、インフラ整備を支援す

る。また、防災や気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。協力に当たっては、国際開発金融機関、民間企業等との連携、また DX の活用、新産業の担い手との連携を重視して協力に取り組む。

オ アフリカ地域

アフリカは、人口規模の観点から将来的に一大市場を形成することが期待され、継続した産業開発への協力が重要となっている。一方で、政治情勢の不安定化、資源価格の下落、暴力的過激主義の拡大といったリスクは依然として高く、これら課題への対応が同時に求められている。こうした中、これまでのアフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development、以下「TICAD」という。）で培われたアセットを基礎として、かかる地域の特性を踏まえ、保健医療体制の強化、ディーセントワークの実現、アフリカのきれいな街プラットフォーム等を通じた地球規模課題への対応等の社会開発課題への取組を推進するほか、地域経済統合に向けた取組を含め、官民一体となって強じんなアフリカ経済の構築・自立的な成長を支援する。協力に当たっては、安定した社会を実現するための前提条件となる、平和と安定・安全の確保、及び公正で包摂的なガバナンスの強化を重視する。また、DX を積極的に活用するとともに、アフリカ連合（AU: African Union）が、アフリカの統合と開発の長期的なビジョンとして定めた「アジェンダ 2063」等の、アフリカ自身の大陸横断的な開発戦略・計画への貢献に取り組む。なお、こうした方向性について、TICAD 等の機会を捉えて国際社会やアフリカに対して積極的に発信していく。

カ 中東・欧州地域

中東ではアラブの春から 10 年が経過したが、依然として多くの国で政情不安定などの混乱が継続している。シリア難民の流入・固定化は周辺国への大きな社会・財政負担となっており、国際社会による緊急人道支援に加え、受入コミュニティへの支援や、問題の背景にある貧困や失業等の構造的な課題への取組と中長期的な対応が求められている。また、バルカン諸国をはじめとする欧州でも地域安定のため平和の定着、経済振興が必要とされている。かかる地域の特性を踏まえ、全ての人々を包摂する質の高い成長に資するため、社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全、紛争・難民問題への取組等を支援する。その際、我が国政府の地域的な戦略・イニシアティブへの貢献、パンデミックへの対応にも留意する。

(2) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

人間の安全保障の推進及び法の支配を始めとする共通の価値観や原則に基づく、「自由で開かれたインド太平洋」の基本理念への理解を得ることも念頭に、国内外に

おける親日派・知日派のリーダー育成や開発途上地域の課題解決を担う中核人材育成を支援する。協力に当たっては、我が国の開発経験を含む専門知識を学ぶ機会を提供する。その際、JICA 留学生等に対し、日本国内の大学との連携を通じて我が国の開発経験や開発協力の経験を提供するとともに、海外の大学等研究機関との連携を通じ、JICA チェアとしてこれらの経験の提供や講座の設立等にも取り組む。加えて、これらのプログラムの受講者との中長期的な関係性の維持・発展や、JICA グローバル・アジェンダへの貢献、各事業との相乗効果の発現等の成果の発展及び可視化に取り組む。

(3) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等と、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、協力準備調査（海外投融資）、海外投融資といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。その際、JICA グローバル・アジェンダとの整合性確保による開発効果の増大、機構全体で一層の民間企業との連携を促進することに留意する。資金動員を含む外部関係機関との連携強化により海外投融資等の支援を拡大するとともに、我が国民間企業のニーズ等を踏まえた機構の民間企業等との連携に係る制度改善及び人材育成を行い、インフラ輸出及び我が国企業の現地での活動の促進、ひいては我が国地域経済の活性化にもつながる事業を形成・実施する。

また、我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。さらに、顧客志向に基づく制度改善により参画企業の裾野を拡大するとともに、採択された案件の進捗管理を徹底し、開発ニーズと中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化、製品・技術の開発協力事業等での活用促進及び事業化に向けたビジネス展開支援を行う。その際、他機関との連携を強化し、相乗効果が発揮されるよう留意する。

(4) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献

ア JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）

国民の参加と、開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、ボランティア事業（JICA 海外協力隊）を実施する。本事業の多様なステークホルダーである地方自治体や大学等教育機関、民間企業と連携して、参加から帰国後の社会還元までを通じた持続的な事業の実現に努める。また訓練、派遣、帰国後支援の一連のプロセスを通じて、多文化共生社会や地方創生支援、双方向の国際協力等、将来国内外で活躍できる人材を育成する。参加者が有する日本の技術・知見を活用した開発途上国での課題解

決に加え社会還元を推進することによる事業の成果を広く発信し、国民の開発協力への理解と参加意欲を高める。

イ 外国人材受入・多文化共生

外国人材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入及び地域における多文化共生社会構築に向けた取組を支援する。その際、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携に取り組む。特に、JICA 海外協力隊経験者の紹介、国際協力推進員(外国人材・共生)の配置、多文化共生イベントへの支援や「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」等を通じた地方自治体、NPO、民間企業等との連携強化、開発途上地域における労働政策を所管する省庁や教育訓練機関等の能力強化や還流人材活用の促進に取り組む。

ウ 地方自治体との連携

地方自治体の行政の知見、技術等の資源を活用し、開発途上地域が抱える課題解決に資する事業を支援する。その際、地方自治体及び国際交流協会等との連携を強化し、国際協力推進員等を通じた地域連携を促進する。また、地方自治体間の開発協力経験の共有を支援し、地方自治体が推進する海外展開や開発協力活動への参入や拡大にも貢献する。

エ NGO/CSO との連携

NGO/CSO と共に開発課題に対する知見を深め、NGO-JICA 勉強会等を通じ、連携強化の促進を図る。その際、NGO/CSO の有する強みやアプローチの多様性の活用を重視する。また、海外拠点の現地市民社会の情報収集・発信体制を強化し、本邦 NGO/CSO の現地活動の活性化、案件形成の促進を図る。さらに、NGO 等活動支援事業において、地域ネットワーク NGO の役割強化を推進する。

オ 大学・研究機関との連携

大学・研究機関の有する専門的知見、ネットワークを活用した事業を実施する。特に、科学技術協力事業を通じ、開発途上国と日本との地球規模課題解決への新たな知見や技術の獲得・発展を推進する。また、開発途上地域の課題解決や SDGs 達成に我が国と共に取り組む親日派・知日派のリーダーを確保、育成すべく、国内の大学と連携し、大学の特性や方針を踏まえ、質の高い就学機会を確保・提供する。さらに、大学・研究機関による学生や地域社会への開発協力の経験の還元を支援し、大学・研究機関や地域の国際化にも貢献する。

カ 開発教育

児童生徒や市民が世界の多様性や課題、我が国と世界との関係等を理解し、主体的に考える力や、課題の解決に向けた取組に参画する力を養うこと、さらには、開発途上地域との結びつきによる地域活性化や地域社会における多文化共生促進に貢献するため、研修、教材制作等による学校や地域社会における開発教育の促進を支援する。その際、学校や教育委員会等の教育関係機関、NGO、民間企業等と連携して効果的に事業を推進する。また、地球ひろばを含む国内拠点等を通じて、開発課題や国際協力に対する理解促進、地域に密着した国際協力活動の支援に取り組む。

キ 日系社会との連携

中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化に貢献するため、日系社会との連携強化に向けた取組を支援する。日系社会が外国人材受入支援・多文化共生社会構築や地方活性化等の今日的な国内の課題解決においても重要なパートナーであることを踏まえ、我が国と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の後押しに取り組む。その際、日系社会を核として我が国の良き理解者となり得る人々の巻き込みや次世代人材の育成・日系アイデンティティ維持に留意しつつ、地方自治体（特に移民送出県や日系人集住都市）や企業等が進める事業との連携強化、日本語教育支援、海外移住資料館の運営体制強化等に取り組む。

(5) 事業実施基盤の強化

ア 広報

我が国の開発協力とその成果について積極的に発信し、国内外の市民やオピニオンリーダーといったターゲット層の理解や共感を獲得するため、ターゲット毎に有効な広報媒体を複合的に活用してより戦略性の高い広報を行う。その際、事業及び組織運営への信頼を高めるため、分かりやすく透明性の高い広報を行う。また、広報効果の向上を図るため、国内外拠点間が連携し、日本政府・政府機関、企業、教育機関、市民団体等とのパートナーシップを強化しつつ広報を行う。

イ 事業評価

PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、評価結果を迅速に分かりやすく公開・発信することで、国民への説明責任を果たす。また、事業評価の結果から得られた教訓・提言等を、事業の形成や実施時に活用することで、事業費の積算及び事業期間の設定をより適切なものにすることを含め、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善につなげることを重視する。特に、

事後評価においては、外部専門家の評価を取り入れる等、客観性を担保するとともに、多様な主体との連携促進や専門的な分析を強化し、評価の質の向上に取り組む。加えて、機構の事業マネジメントに的確に対応する事業評価を新たに推進し、必要な評価制度の構築に取り組む。

ウ 開発協力人材の育成

開発課題の多様化、複雑化に対応する開発協力人材の発掘・育成に貢献するため、若年層を中心とした人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成に取り組む。その際、国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」の利用者を拡大するとともに、キャリア関連情報の発信や提供を行うことで、開発協力人材のキャリア形成を促進する。加えて、インターンシップ等、若年層に対する実務機会の提供及び研修の実施を通じて能力強化・向上に取り組む。

エ 研究

事業の質の向上と開発協力をめぐる国際潮流の形成を通じて世界の平和と開発に貢献するため、6つの領域（政治、経済、人間開発、平和、地球環境、開発協力）に関する研究を実施し、研究成果の積極的な発信を行うことにより、JICA 緒方貞子平和開発研究所が内外の開発・国際協力研究の拠点となることを目指す。研究実施に当たっては、国際秩序の変化や日本の経験、各国の歴史・文化を踏まえ、普遍的価値の在り方を柔軟に追究し、その成果を発信する。加えて、情報社会への転換、気候変動等の今日的な課題や脅威にも留意する。また、機構の事業現場から得られる知見や我が国の開発経験を活用し、国内外の研究者等との連携を通じて、SDGs の戦略的推進や人間の安全保障の実現に資する知識の共創に取り組む。研究成果は、事業にフィードバックするとともに、国際社会における日本の知的プレゼンスを更に強化するため、多様で先進的な媒体を通じて内外の援助実務者、研究者や政策立案者等に広く発信する。また、機構内の研究人材育成にも取り組む。

オ 緊急援助

大規模災害等による被災者救済を迅速、効率的かつ効果的に実施するため、国際基準を踏まえた研修・訓練を行い、国際緊急援助隊の能力強化を行う。また、国際水準の資機材整備等による派遣体制強化に当たっては、航空機の小型化や新型コロナウイルスの感染拡大等により縮小した国際航空貨物輸送状況を踏まえて携行資機材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要な管理・輸送体制の見直しを行うなど、迅速性の確保とチーム対応能力の維持・向上を重視する。

カ 事業の戦略性強化や制度改善

開発協力の外交政策実現のためのツールとしての重要性が一層増していくことを踏まえ、戦略的な事業展開を行うために、JICA 国別分析ペーパーや JICA グローバル・アジェンダ等の策定を通じて、地域・国・課題等に関する開発協力方針の策定・改訂に貢献する。また、これらを通じ、我が国の政策策定に向けた情報共有や意見交換、開発途上地域の政府や民間を含む様々な開発パートナーへの発信や学び合い等にも取り組む。さらに、機構が有する様々な援助手法を組み合わせ、SDGs への貢献を明確にする等の戦略的なアプローチを推進し、事業の予見性、インパクトの向上を図る。併せて、迅速性の向上等のニーズに対応して制度やその運用方法を改善する。

キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

国際的な開発協力の規範・潮流の形成に貢献するため、規範・潮流の形成に影響がある国際的な議論の枠組みや国際会議等において、我が国の考え方を踏まえ機構の知見・経験等を発信する。また、国際的な議論への効果的な共同発信や、事業の共同実施・補完等の戦略的な推進に向けて、本部レベルの協議等を通じ、国際機関・他ドナー等と連携を推進する。さらに、国際的な開発協力の枠組みのアウトリーチを推進するため、新興ドナーとの連携(三角協力を含む。)や経験共有を強化する。

ク 環境社会配慮

開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、世界銀行等の他機関と連携を図りつつ、第三者の関与も得て、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき業務運営を行う。協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立された人権基準を尊重する。また、国内の機構内外関係者及び開発途上国実施機関職員等を対象とした研修・セミナー等を通じて、より多くの関係者の環境社会配慮及びガイドラインに関する理解を促進する。透明性と説明責任を確保したプロセスにより改正したガイドラインの普及とその運用を行う。

ケ 不正腐敗防止

開発協力事業における不正腐敗防止を推進するため、不正行為等に対して法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとるとともに、不正腐敗防止関連の各種制度整備等及び関係者への不正腐敗防止に係る啓発に取り組む。

3. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に柔軟かつ機動的に対応し、付加価値の高

い業務を遂行するため、外部の知見を積極的に活用して、組織及び事務の効率化・合理化、本部・国内拠点・海外拠点における役割・責任範囲の明確化と経営資源の最適配分に取り組む。また、主要業務の業務プロセスの見直しを図りながら、DXを推進する。特に、業務・手続きの見直しやデジタル化を通じて、事業の迅速化・効率化を推進する。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針(令和3年12月24日デジタル大臣決定)」に準拠しつつ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。また、DXの推進に必要な情報システム基盤の強化、役職員等のITリテラシーの向上を図る。

加えて、技術協力プロジェクトも含めた業務全般について、開発効果を確保しつつ、ポストコロナ下での業務実施体制の確保及び業務の効率化を図る観点から、従来の対面前提の業務を中心に、デジタル技術の活用を積極的に検討し、導入を進める。

国内拠点については、地域における開発協力の結節点として、施設の利用促進を図る。

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の合計について、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても翌年度から年1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施に当たり間接的に発生する経費については、毎年度の増減要因を分析し必要な効率化を図るなど、適切に管理する。

イ 人件費

各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造の在り方等についても、必要な検討を進める。

ウ 保有資産

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し

続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会や外部審査による点検を踏まえつつ、透明性の向上に加え、内部規程等に基づき競争性のない随意契約を締結する場合は、事業の目的に応じた適切な実施を行う。加えて、国内及び在外拠点への支援やセミナーによる能力強化や DX 促進を行うとともに、仕様書の質の向上や技術協力プロジェクトに係るコンサルタント等契約への QCBS(Quality and Cost Based Selection: 技術(質)と価格による選定)の適用により質の高い提案を適切な価格で調達するための制度の導入を進めることで、新規参入の拡大や競争性の向上、調達の合理化及び改善を目指す。

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、運営費交付金債務残高を適切な水準とすべく、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

5. 安全対策・工事安全に関する事項

国際協力事業関係者の安全を確保するため、平成 28 年 8 月 30 日に発表された、国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、着実かつ迅速な安全対策を実施する。具体的には、脅威の未然の回避、ハード・ソフト両面の防護能力の強化、危機発生時の迅速かつ適切な対応(新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響に対する安全対策を含む。)に取り組む。また、実技を含めた安全対策研修の実施を通じ関係者の意識向上に取り組む。また、工事安全に係る調査、セミナーを実施し、施設建設等の工事における事故・災害の防止・低減に向けた取組を推進するとともに、適切な安全対策を講じる。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制

内部統制を機能させるための態勢を強化し、規程を着実に運用する。

機構の業務運営上のリスクに適切に対応するためのリスクの識別、分析、評価を行い、当該リスクへの適切な対応を行う。また、有償資金協力の適正な業務運営を確保するために、有償資金協力勘定に関わる様々なリスクの識別、測定、モニタリングを通じた管理を行う。

違法行為等の早期発見及び是正、JICA の業務運営の公正性の確保のため、内部通報及び外部通報制度を適切に運用する。

また、業務の適正性を確保するため、内部監査に関する国際的指針に則して内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

情報セキュリティに関しては、情報システム委員会・情報セキュリティ委員会等の枠組みを活用し、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえて情報セキュリティ管理規程等の改定を行うとともに、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、情報セキュリティに係る組織的対応能力の強化に取り組む。PDCA サイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、組織内のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を実現するためクラウドサービス等も含めた情報セキュリティ対策の拡充を図る。

7. 予算、収支計画及び資金計画(有償資金協力勘定を除く。)

別表 1～3 のとおり。

なお、令和 4 年度補正予算(第 2 号)により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和 4 年 10 月 28 日閣議決定)において、危機に強いエネルギー供給体制を構築するため、地域の「稼ぐ力」を回復・強化するため、「新しい資本主義」を加速するため及び国民の安全・安心を確保するために措置されたことを認識し、経済協力に係る開発途上国のサプライチェーン強化支援等事業、経済協力に係る 2025 年日本国際博覧会出展支援事業、経済協力に係る気候変動適応策推進事業等、経済協力に係るウクライナ及び周辺国支援事業等並びに経済協力に係る研修施設等の整備に活用する。

令和 5 年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和 5 年 11 月 2 日閣議決定)において、地方の成長を実現するため及び国民の安全・安心を確保するために措置されたことを認識し、経済協力に係る 2025 年国際博覧会出展支援事業、経済協力に係るウクライナ及び周辺国支援事業等並びに経済協力に係る

研修施設等の整備に活用する。

令和 6 年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和 6 年 11 月 22 日閣議決定)において、潜在成長率を高める国内投資を拡大するため及び国民の安全・安心を確保するために措置されたことを認識し、経済協力に係る経済安全保障の強化支援事業、経済協力に係るグローバルサウスとの連携強化事業等及び経済協力に係る研修施設の整備に活用する。

8. 短期借入金の限度額

一般勘定 630 億円、有償資金協力勘定 4,700 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受入等が 3 か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時のつなぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

9. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

該当なし。

10. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

11. 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る(別途措置される補助金等で賄う経費を除く。)ものとする。

12. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

長期的視野に立った施設・設備の整備計画に基づき、効果的・効率的な業務運営に努め、施設・設備の長寿命化並びに安全性や機能性、経済性向上等の観点を踏まえた整備を実施する。

令和４年度(2022年度)から令和８年度(2026年度)の施設・設備の整備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内拠点等施設の改修	施設整備費補助金等	計 11,475
		計 11,475

(注)施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度予算編成過程等において決定される。

(2)組織力強化に向けた人事

機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして潜在的な力を主体的かつ最大限に発揮し、生産性向上等を通じて業務の質の向上を図るための人事施策を推進する。具体的には、全体最適を目指した適材適所な人事配置、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備や、現地職員・有期雇用職制・高年齢者も含めた多様な人材の活用に引き続き取り組むとともに、外部人材との協働促進、健康管理の強化、新たな働き方の促進・定着支援、コミュニケーションの活性化や人材育成の強化等に向けた制度設計と運用の徹底、執務環境の整備等を行う。

また、業務内容の高度化・多様化に対応するために、他機関への出向や社内公募等による自律的なキャリア開発機会の拡大や、研修体系の整備・拡充による能力強化機会の拡大を通じ、職員の専門性の強化及び中核的人材の育成を行う。

(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

(機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項)

前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の整理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約及び前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる(有償資金協力業務を除く。)

前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。

(4)中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

以 上

予算

別表1

(単位：百万円)

区 別	開発協力の 重点課題	JICA開発大学院連 携	民間企業等 との連携	多様な担い手と の連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
収入							
運営費交付金収入	545,590	41,835	26,335	100,717	33,080	48,906	796,464
施設整備費補助金等収入	-	-	-	-	-	11,475	11,475
事業収入	1,534	-	-	-	-	-	1,534
受託収入	1,423	-	-	31	15	-	1,468
寄附金収入	-	-	-	423	-	-	423
その他の収入	-	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	34,047	-	3,759	3,847	-	-	41,653
計	582,594	41,835	30,094	105,018	33,095	60,381	853,017
	-	-	-	-	-	-	-
支出							
業務経費	581,171	41,835	30,094	104,564	33,080	-	790,744
(うち特別業務費を除いた業務経費)	520,849	40,906	30,077	102,187	28,427	-	722,447
施設整備費	-	-	-	-	-	11,475	11,475
受託経費	1,423	-	-	31	15	-	1,468
寄附金事業費	-	-	-	423	-	-	423
一般管理費	-	-	-	-	-	48,906	48,906
計	582,594	41,835	30,094	105,018	33,095	60,381	853,017

[人件費の見積り] 88,407百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2] 上記収入中の施設整備費補助金等収入及び支出中の施設整備費については、2022年度以降の施設・整備計画に基づき記載しているが、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

[注3] 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[注4] 運営費交付金収入及び業務経費については、令和4年度補正予算（第2号）により措置された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）の経済協力に係る開発途上国のサプライチェーン強化支援等事業、経済協力に係る2025年日本国際博覧会出展支援事業、経済協力に係る気候変動適応策推進事業等並びに経済協力に係るウクライナ及び周辺国支援事業等に係る予算（21,196百万円）、並びに令和5年度補正予算（第1号）により措置された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）の経済協力に係る2025年国際博覧会出展支援事業、並びに経済協力に係るウクライナ及び周辺国支援事業等に係る予算（22,973百万円）並びに令和6年度補正予算（第1号）により措置された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日）の経済協力に係る経済安全保障の強化支援事業及び経済協力に係るグローバルサウスとの連携強化事業等に係る予算（19,728百万円）が含まれている。

[注5] 施設整備費補助金等収入及び施設整備費については、令和4年度補正予算（第2号）により措置された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）の経済協力に係る研修施設等の整備に係る予算（267百万円）、及び令和5年度補正予算（第1号）により措置された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）の経済協力に係る研修施設の整備に係る予算（372百万円）及び令和6年度補正予算（第1号）により措置された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日）の経済協力に係る研修施設の整備に係る予算（1,122百万円）が含まれている。

収支計画

別表2

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	JICA開発大学院 連携	民間企業等 との連携	多様な担い手と の連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
費用の部	585,696	42,096	30,262	105,645	33,276	61,118	858,092
経常費用	585,696	42,096	30,262	105,645	33,276	61,118	858,092
業務経費	584,274	42,096	30,262	105,190	33,261	-	795,083
(うち特別業務費を除いた業務経費)	523,951	41,167	30,245	102,814	28,608	-	726,786
受託経費	1,423	-	-	31	15	-	1,468
寄附金事業費	-	-	-	423	-	-	423
一般管理費	-	-	-	-	-	52,936	52,936
減価償却費	-	-	-	-	-	8,181	8,181
財務費用	-	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	-	-	-	-
収益の部	551,649	42,096	26,503	101,798	33,276	61,118	816,439
経常収益	551,649	42,096	26,503	101,798	33,276	61,118	816,439
運営費交付金収益	545,590	41,835	26,335	100,717	33,080	47,605	795,162
事業収入	1,497	-	-	-	-	-	1,497
受託収入	1,423	-	-	31	15	-	1,468
寄附金収入	-	-	-	423	-	-	423
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	-	8,181	8,181
賞与引当金見返に係る収益	3,102	261	168	627	181	869	5,208
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	4,462	4,462
財務収益	38	-	-	-	-	-	38
受取利息	38	-	-	-	-	-	38
その他の収入	-	-	-	-	-	-	-
臨時収益	-	-	-	-	-	-	-
純利益 (▲純損失)	▲34,047	-	▲3,759	▲3,847	-	-	▲41,653
前中期目標期間繰越積立金取崩額	34,047	-	3,759	3,847	-	-	41,653
総利益 (▲総損失)	-	-	-	-	-	-	-

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表 3

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	JICA開発大学院 連携	民間企業等との 連携	多様な担い手と の連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
資金支出	582,638	41,835	30,094	105,018	33,095	102,707	895,387
業務活動による支出	582,594	41,835	30,094	105,018	33,095	47,605	840,240
業務経費	581,171	41,835	30,094	104,564	33,080	-	790,744
(うち特別業務費を除いた業務経費)	520,849	40,906	30,077	102,187	28,427	-	722,447
受託経費	1,423	-	-	31	15	-	1,468
寄附金事業費	-	-	-	423	-	-	423
一般管理費	-	-	-	-	-	47,605	47,605
投資活動による支出	-	-	-	-	-	12,776	12,776
固定資産の取得による支出	-	-	-	-	-	12,776	12,776
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付による支出	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金による支払額	-	-	-	-	-	19,342	19,342
次期中期目標期間への繰越金	44	-	-	-	-	22,985	23,029
資金収入	582,638	41,835	30,094	105,018	33,095	102,707	895,387
業務活動による収入	548,547	41,835	26,335	101,171	33,095	48,906	799,889
運営費交付金による収入	545,590	41,835	26,335	100,717	33,080	48,906	796,464
事業収入	1,534	-	-	-	-	-	1,534
受託収入	1,423	-	-	31	15	-	1,468
寄附金収入	-	-	-	423	-	-	423
その他の収入	-	-	-	-	-	-	-
投資活動による収入	44	-	-	-	-	11,475	11,519
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	-	11,475	11,475
固定資産の売却による収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	44	-	-	-	-	-	44
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-	-
前中期中期目標期間からの繰越金	34,047	-	3,759	3,847	-	42,326	83,979

[注 1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の数式により決定する。

$$A(y) = B(y) + C(y) + D(y) - E(y)$$

A(y) : 運営費交付金

B(y) : 物件費

C(y) : 人件費

D(y) : 特別業務費

E(y) : 事業収入

○物件費 B(y)

各事業年度の物件費 B(y) は以下の式により決定する。

$$B(y) = \text{直前の事業年度の物件費 } B(y-1) \times \text{効率化係数 } \alpha \times \text{調整係数 } \sigma$$

・効率化係数 α

各事業年度の予算編成過程で当該事業年度の具体的な係数値を決定。

・調整係数 σ

法令改正等に伴う業務の改変、政策的要素に伴う事業量の増減等を勘案し、各事業年度の予算編成過程で当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○人件費 C(y)

各事業年度の予算編成過程で具体的に決定。

○特別業務費 D(y)

機構の判断のみで決定または実施することが困難な国家的な政策課題に対応するために必要とされる業務経費であり、各事業年度の予算編成過程で具体的に決定。

○事業収入 E(y)

各事業年度の事業収入 E(y) は以下の式により決定する。

$$E(y) = \text{当該事業年度に回収する利息収入} + \text{直前の事業年度における雑収入 } F(y-1) \times \text{収入係数 } \delta$$

・収入係数 δ

各事業年度の予算編成過程で当該事業年度の具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

α : 効率化係数 (0.986 と仮定)

σ : 調整係数 (1.00 と仮定)

δ : 収入係数 (1.03 と仮定)

以 上